

静岡県部活動ガイドライン

静岡県教育委員会

(令和8年2月)

目次

前文	2
1 部活動の意義と位置づけ	4
(1) 本県における部活動の意義	4
(2) 学習指導要領における部活動の位置づけ	4
2 本県が目指す部活動	5
(1) 明るく充実した学校生活の展開	5
(2) 豊かな人間性や社会性を育成	5
(3) 地域や家庭との連携を促進	5
(4) 心身共に健康な身体を育成し、体力の向上を促進	5
(5) 生涯におけるスポーツ・文化芸術活動の実践	5
(6) スポーツ・文化芸術活動の普及・発展・競技力の向上	5
(7) 共生・共育、共創の実現	6
3 適切な運営のための体制整備	6
(1) 部活動に関する方針の策定等	6
(2) 指導・運営に係る体制の構築	7
4 適切な指導・安全安心の確保	7
(1) 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進	7
(2) 競技ごとの指導手引きの普及・活用	7
5 適切な活動時間・休養日等の設定	8
6 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備	8
7 暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶に向けた取組	8
体罰等根絶のための部活動顧問(個人用チェックシート)	10
8 部活動の安全と危機管理体制の確立	11

前文

- 部活動は、スポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保に留まらず、教科学習とは異なる集団での教育活動を通じた人間形成の貴重な機会です。学年を越えた多様な生徒が活躍できる場であることに加え、学校における生徒の居場所としての役割も併せ持ち、日本独特の文化として定着しています。
- また、部活動指導は、教師が生徒の様々な表情を把握する貴重な機会でもあり、生徒の成長や取り組む姿勢を理解し、認めることをとおして、生徒の学習活動や進路実現、生徒との信頼関係の構築など、教師自身にとっても大切な学びの機会となり、指導力の向上にも寄与しているところです。
- しかし、今日、学校教育は、少子化や学校統廃合への対応に加え、一貫教育の推進や多国籍化する教育環境への対応、さらには学びのフレキシブル化など、極めて複雑かつ多様な課題に直面しています。こうした中、教師の負担軽減を図りつつ、部活動を従前と同様の体制で維持・運営することは、より一層厳しくなります。
- 将来においても、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育む基盤として、運動部活動を持続可能なものとするため、スポーツ庁は「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月）」を策定し、静岡県教育委員会は「静岡県部活動ガイドライン（平成30年4月）」を策定しました。
- その後、文化庁が「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年12月）」を示したことから、文化部活動についても運動部活動と同様の扱いとするため、静岡県教育委員会は、令和2年3月に「静岡県部活動ガイドライン」を改定しました。
- 令和4年12月、スポーツ庁及び文化庁は、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、部活動の在り方と併せて公立中学校の部活動の地域連携並びに地域クラブ活動への移行等について、国の考え方が示されました。
- 令和5年2月、静岡県教育委員会は「学校部活動の地域連携や地域クラブ活動の在り方に関する方針」を策定し、公立中学校の部活動の地域連携や地域クラブ活動の在り方等について県の方針を示し、部活動の在り方等は、引き続き静岡県部活動ガイドライン（令和2年3月）により示すこととしました。

- 令和7年12月、文部科学省は、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を策定し、部活動改革及び地域クラブ活動の推進等について示しました。

- そこで、静岡県教育委員会は、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン(令和7年12月文部科学省)」に基づき、「学校部活動の地域連携や地域クラブ活動の在り方に関する方針」を改定し、「地域クラブ活動の推進等に関する静岡県の方針」として示しました。また、県立高校・特別支援学校及び地域展開が進むまでの公立中学校の部活動を対象とした「静岡県部活動ガイドライン」を改定することとしました。

- 静岡県教育委員会といたしましては、学校教育活動の一環としての部活動において、生徒自身が様々な問題を共に解決していく自治と協働の経験を十分に積むことができるよう、持続可能な体制の構築を目指してまいります。

Ⅰ 部活動の意義と位置づけ

(1) 本県における部活動の意義

本県の部活動の在り方については、平成 21 年度から3年間にわたり、「しずおか型部活動検討委員会」において協議を重ね、運動部活動の在り方に関する提言（平成 24 年3月）において、部活動の意義や役割を以下のように示しました。

ア 部活動が生徒の人格形成に大きく寄与しており、日本の学校文化の中で極めて重要な役割を果たしてきていること。

イ 部活動は、より高い水準や記録に挑戦したいという人間の本源的な欲求に応え、爽快感、達成感等の精神的充足や楽しさ、喜びをもたらすという内在的な価値を有していること。

ウ 生徒が異年齢集団に属し、仲間や教師等との密接な関わりをとおして、社会性を育むことができる点で大切な役割を担っていること。

エ 目標の達成に向かって互いに励まし合い、高め合う営みは、他者の多様な生き方や価値観を認め、人との関わり合いを大切にし、よりよい社会づくりに参画する態度の育成に資するものであること。

(2) 学習指導要領における部活動の位置づけ

文部科学省は、平成 20 年1月、中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について（答申）」において、学校教育活動を「教育課程内の学校教育活動」と「教育課程外の学校教育活動」に大別し、部活動は「教育課程外の学校教育活動」の一つであると整理しました。

そして、中学校学習指導要領（平成 29 年3月）及び高等学校学習指導要領（平成 30 年3月）の総則における学校運営上の留意事項として、「教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。」と示しました。

教育課程との関連を図るとは、学校全体の教育目標を達成するための手段として、教科等と足並みを揃えること、授業で学んだ知識や技術を、部活動の実践的な場面で活用し、深め、部活動で培った粘り強さ、リーダーシップ、人間関係の形成能力を、教科学習や学級活動の意欲に繋げること、教師が、授業での生徒の様子と部活動での様子を合わせて把握することで、一人ひとりの個性に応じた一貫性のある生徒指導や学習支援を行うことを意味しています。

また、学習指導要領解説の一部改訂（令和6年12月25日）により、「部活動は教育課程外の活動であり、その設置・運営は法令上の義務として実施されるものではないことから学校の判断により実施しないこともあり、また、全ての生徒が一律に加入しなければ

ならないものではなく、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることにも留意すること。」と示しました。

2 本県が目指す部活動

本県では、部活動に参加する全ての生徒が、夢や目標を持って日頃の活動に励み、充実した学校生活を送ることができるよう、部活動の在り方をまとめました。

(1) 明るく充実した学校生活の展開

ア 共通の目標や目的に向かって努力する過程をとおして、教師と生徒、生徒同士が授業（学習指導）とは異なった信頼関係を育みます。

イ 自己の存在感を見出し、各自の成長が確認できる場を提供することで、学校を明るく、活性化させ、自校愛を育みます。

(2) 豊かな人間性や社会性を育成

ア 自己肯定感や達成感、時には挫折感を味わう中で、自らの主体性と思考力を養い、課題を解決する能力を養うことで、キャリア形成の基盤を培います。

イ 異年齢集団で活動と時間を共有し、学級や学年を超えた友情、思いやり、連帯感、協調性などを育むとともに、集団生活のルールや秩序を身に付けます。

(3) 地域や家庭との連携を促進

ア 「生徒の活動を支える」という視点で、学校と家庭が相互に理解し合い、よりよい関係を築きます。

イ 学校は地域の一員として、部活動の活性化に向けて、人材・空間・取組を共有し合い、一層の連携を深めます。

(4) 心身共に健康な身体を育成し、体力の向上を促進

ア 部活動の実践をとおして、身体を動かす楽しさや心身をリフレッシュさせる爽快感を体感させるとともに、生涯にわたってたくましく生きるための体力と健康の基礎を培います。

イ 仲間との活動や規律ある行動をとおして、フェアプレーやチームプレーの精神、克己心など、健全な精神を養います。

(5) 生涯におけるスポーツ・文化芸術活動の実践

ア 専門的な技術・技能の向上やスポーツ医科学等、各分野の特性等の知識を高め、生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しむことができる実践力を身に付けます。

イ スポーツ・文化芸術活動の行い方や楽しみ方などを理解し、自己の興味関心に応じた活動を見つけ、将来スポーツ・文化芸術に親しんでいく上で望まれる能力と態度の基礎を育みます。

(6) スポーツ・文化芸術活動の普及・発展・競技力の向上

ア 高い水準の技能や記録に挑戦し続けることをとおして、自己のパフォーマンスや競技

力の向上、豊かな感性・情操や創造力等を育むための方法を身に付けます。

イ 自身の経験を生かし、スポーツ・文化芸術活動の普及や指導の仕方に対して興味・関心を持ち、スポーツ・文化芸術の発展に貢献しようとする態度を育成します。

(7) 共生・共育、共創の実現

ア 障害のある生徒もない生徒も、家庭、学校、地域なども、様々な立場で関わり合い連携し、共に学び、成長する活動を目指します。

イ 生徒が活動を自らデザインし、教師などの指導者が専門性を持ってそれを支える体制を築くことで、共に創りあげる在り方を実現します。

3 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動に関する方針の策定等

ア 学校の設置者、校長は、国ガイドライン及び本ガイドライン等に則り、適切な活動時間・休養日の設定を含めた部活動に関する方針を策定すること。

イ 校長は、部活動の活動方針等をホームページなどで公表するとともに、随時、活動時間・休養日の遵守状況等を確認し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底すること。

<例>年間練習計画 中学校：軟式野球部

月	大会 行事	練習内容	行事、その他
4	練習試合 春の大会(シード決め)	・目標設定 ・練習試合を通しての課題把握 ・課題解決のための実践練習 ・フィジカルトレーニング	・部活動開き (基本方針を語る) ・1年生正式入部 ・1年生保護者会
5			
6	中体連大会		・熱中症対策
7			
8	新チームスタート	・指導方針、目標設定、約束事の確認 ・基礎技能練習、勉強会	・部活動保護者会(新チーム) ・体重、体調管理
9	練習試合 秋の大会(新人戦)	・多くの選手を起用 ・多くのポジションを経験させる ・練習試合を通しての課題把握 ・課題解決のための実践練習	
10			
11			
12	鍛錬期(冬季練習)	・フィジカルトレーニング、股関節、肩甲骨の可動性向上メニュー ・数を多く打つ、数を多く捕る。暖かい日は実践的な練習を行う。	
1			
2	全軟の大会	・練習試合を通しての課題把握 ・課題解決のための実践練習	
3			

<例>月間練習計画 高等学校：バスケットボール部

〇〇高等学校 女子バスケットボール 日程表（6月）					
【6月の目標（大会まで）】 県大会 精一杯戦う!!			【6月の目標（大会終了後）】 心づくり!! 体づくり!!		
日	曜日	練習予定（時間）	場 所	学校行事・試合等	その他
1	金	16:00~18:00	学 校		試合前、調整
2	土		試合会場	インターハイ県大会1日目	勝とう!!みんなで!! 力の限り頑張ろう!!
3	日		試合会場	インターハイ県大会2日目	
4	月	16:00~18:00	学 校	ミーティング	心づくり
5	火	16:00~18:00	学 校		心と体づくり
6	水	16:00~18:00	学 校		心と体づくり
7	木	off		文化祭1日準備	文化祭を みんなで 成功させよう!!
8	金	off		文化祭	
9	土	off		文化祭	

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 部活動指導は教師以外が積極的に参画すべき業務であることから、部活動指導員等を適切に配置するとともに、生徒数や部活動指導員等の配置状況等を踏まえ、部活動数の適正化等を行うこと。
- イ 部活動指導員は、生徒への日常的な指導だけでなく、大会引率や部活動の管理運営、保護者への連絡等を含め、幅広い役割を担うこと。
- ウ 教師を部活動顧問とする場合は、他の校務分掌や本人の抱える事情等を勘案した上で、部活動開始・終了時刻の繰上げ等活動時間を教師の勤務時間内で適切に設定するなどの工夫を行い、教師の負担が過度とならないよう十分に留意すること。

4 適切な指導・安全安心の確保

(1) 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進

- ア スポーツ医・科学の見地や生徒のバランスのとれた生活の確保の観点を踏まえ、過度な練習等の防止、効率的・効果的な活動の導入等を推進すること。
- イ 過度の練習・活動が、スポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力・技術の向上につながらないこと、部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行うこと。

(2) 競技ごとの指導手引きの普及・活用

- ア 中央競技団体等が作成した競技ごとの指導手引（練習メニュー、活動スケジュール、効果的な練習方法、安全面の注意事項等）の普及・活用を促進すること。

5 適切な活動時間・休養日等の設定

【休養日】週2日以上の休養日を設定すること。

【活動時間】1日の活動時間は、長くとも平日は1日2時間程度、休日は1日3時間程度とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とすること。その中で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動を行うこと。

【その他】長期休業中に一定期間のオフシーズンを設定すること。

- ・活動時間・休養日等の設定に当たっては、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、市町等共通の部活動の休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

6 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

ア 性別や障害の有無、活動の得手不得手等を問わず、生徒のニーズを踏まえた活動環境を整備すること（ニーズを踏まえつつ、マルチスポーツ部や総合文化部の設置、複数の部活動の掛け持ち、レクリエーションに重点をおいた活動の実施等を推進）。

イ 部活動は、全ての生徒が一律に加入すべきものではなく、あくまで生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることに留意し、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにすること。

ウ 生徒の夢や将来の目標に向けての支援を行うとともに、学業とのバランスの取れた学校生活を送ることができるよう参加する大会数等に配慮すること。

7 暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶に向けた取組

- ・顧問の教師等や保護者・生徒等への研修等の推進による共通理解の向上を図るとともに、適切な生徒集団づくりや日頃からの生徒への目配り、開かれた環境の整備等により、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の未然防止を徹底すること。
- ・事案発生時には迅速な対応及び再発防止の徹底を図ること。その際、特に、顧問の教師等任せにせず、所管する教育委員会や学校組織全体で対応に当たることが重要であり、生徒のケアを最優先に、加害生徒への指導等に適切に対応すること。
- ・事実確認等に当たっては、加害者、被害者、その他の関係者から丁寧に聞き取りを行い、対応すること。
- ・部活動においては、顧問の教師等だけに運営・指導を任せるのではなく、学校組織全体で目標や指導方針等を考えること。
- ・目標や指導方針等の設定に当たっては、勝つことや優秀な成績を収めることのみを目指すことのないよう、生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむ基礎を育むこ

と、発達の段階に応じた心身の成長を促すことに十分留意する必要があることについて、生徒や保護者等にも丁寧に説明し、理解を得ること。

- ・「運動部活動での指導のガイドライン」(平成25年5月文部科学省)、「児童生徒に対する体罰・不適切な言動の根絶に向けて」(令和6年3月発行 静岡県教育委員会)に沿った指導を行うこと。
- ・指導者には、自らが不適切行為を行わないことは当然のこととして、生徒同士等における不適切行為を防止する役割も求められる。特に、生徒同士等の暴力やいじめ等の行為を防止する観点から、適切な集団づくりや日頃からの生徒への目配りなどにも留意すること。
- ・近年、スマートフォン・SNS等の普及に伴い、生徒がトラブルや犯罪に加害者として関わってしまう可能性も大きくなっていることから、人を傷つける書き込みは人権侵害であり犯罪になることもあること、他人に損害を与えれば損害賠償責任を負うこともあることにも留意すること。
- ・暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為は、閉鎖的な環境・人間関係の下で発生しやすいことから、複数の指導人材等が関わるなど開かれた活動環境の整備や、指導者・生徒・保護者等によるコミュニケーションの活性化等を通じた風通しの良い組織作りなどにも留意すること。

【体罰等根絶のための部活動顧問（個人用チェックシート）】

※令和6年3月発行 静岡県教育委員会「児童生徒に対する体罰・不適切な言動の根絶に向けて」

No.	チェック項目	自己評価
1	体罰・不適切な言動は、児童生徒の人格を否定し、心に大きな傷を負わせるものであることを理解し、体罰・不適切な言動によらない、児童生徒の心に届く指導を実践している。	4 3 2 1
2	「児童生徒のためを思ってやることだ」「時には厳しさも必要だ」等の思いがあっても、体罰・不適切な言動は許されないことを理解している。	4 3 2 1
3	「児童生徒や保護者との信頼関係があれば、体罰は許される」といった考えは誤っていると認識している。	4 3 2 1
4	授業は、児童生徒の自己肯定感を高め成長を促す大切な場面であるという認識に立ち、分かりやすい授業、児童生徒を賞賛する場面のある授業を行うよう努めている。	4 3 2 1
5	特別活動や部活動において、過度の負荷を強いたり、威圧・威嚇的発言や行為を行ったりすることなく、児童生徒の発達段階に応じた指導を根気強く行っている。	4 3 2 1
6	教育相談や電話連絡等を通して、日頃から保護者との協力体制を築くように努めている。	4 3 2 1
7	児童生徒の問題行動の指導に当たっては、児童生徒の行動の背景、個の特性、家庭環境等の様々な要因を考慮している。	4 3 2 1
8	特に配慮を要する児童生徒については、必要に応じて専門機関と連携し、意見を聞きながら多面的に児童生徒を捉えようとしている。	4 3 2 1
9	児童生徒が暴れたり暴言を吐いたりするなどの指導困難な場面においても、その児童生徒の行動の背景を考え、子どもの心に届く指導を模索している。	4 3 2 1
10	指導したことが伝わらないなどの理由で、児童生徒に対し怒りの感情が湧いても、その感情を自身でコントロールし、冷静に指導に当たっている。	4 3 2 1
11	生徒指導を一部の特定の教職員のみ任せきりにせず、生徒指導主事（主任）・学年の教職員・養護教諭・スクールカウンセラーなどと連携し、組織として対応することを心掛けている。	4 3 2 1
12	体罰・不適切な言動を行っている同僚を目撃したら、それを制止することができる。	4 3 2 1
13	体罰・不適切な言動を行ってしまったり、同僚の行為を見聞きしたりした場合は、速やかに管理職に報告しなければならないことを理解している。	4 3 2 1

8 部活動の安全と危機管理体制の確立

部活動は学校教育の一環であり、生徒の安全が最優先されます。そのため、顧問には、生徒の健康・安全に対する意識を高め、事故の未然防止やけがの予防に万全を期すことが求められます。

事故等の発生に備えて、学校全体で生徒の「命を守る」ための危機管理体制を整備することが必要です。例えば、部活動中の怪我や事故、疾病が発生（発症）した場合、学校が備えている危機管理マニュアル等に沿って、顧問だけでなく管理職や養護教諭を含めたチームで対応することなど、学校や顧問が果たすべき役割を事前に徹底しておくことが不可欠です。

各学校において、日常からの安全点検や安全指導、危機管理体制の確認等、事故防止のための指導や体制を万全に準備しておく必要があります。

静岡県部活動ガイドライン

制定 平成 30年 4月 19日

改定 令和 2年 3月 6日

令和 8年 2月 18日

静岡県教育委員会 健康体育課

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

電話番号 054-221-3123